社会福祉法人青葉学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人青葉学園（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と顧問と併せて役員等という。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（１）常勤の理事　　報酬

（２）非常勤の役員　　報酬

（３）評議員　　報酬

（４）顧問　　報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条　常勤の理事に対する報酬等の額は、各年度の総額２００万円を超えない範囲内で、理事会において決定する。

２　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第１に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は別表第２に定める額とする。

４　顧問に対する報酬の額は別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（１）報酬　毎月２５日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第５条の規定に準じて支給）

２　非常勤の役員及び評議員、顧問に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
３　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
４　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）
第６条　役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条　新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　第２項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（２）50 銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）
第９条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）
第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
この規程は、平成２９年６月２３日より施行する。
この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表 第１（非常勤の役員の報酬）

（１）理事

	日　　額
理事会等会議への出席	７，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤　※	７，０００円

（２）監事

	日　　額
監事監査等への出席	７，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤　※	７，０００円

別表 第２（評議員の報酬）

	日　　額
評議員会への出席	７，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤　※	７，０００円

別表 第３（顧問の報酬）

	日　　額
理事の諮問に応じる	７，０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤　※	７，０００円

（注）別表第１（１）（２）、別表第２、別表第３の※の項目は、業務に要する時間が半日以内の場合は、４，０００円とする。